

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況及び服務の状況

●分限処分及び懲戒処分の状況

区分	人数	事由
分限処分	10人	傷病による休職
懲戒処分	0人	

●職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

●営利企業等の従事制限

地方公務員法第38条により、営利企業等への従事については、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定され、許可制となっています。

営利企業等への従事許可については、国や他の地方公共団体の許可基準を参考にしながら限定的に承認されています。